

令和6年(ワ)第6807号 投稿記事削除等請求事件
原告 部落解放同盟大阪府連合会 外1名
被告 宮部龍彦

証拠説明書

(甲27-31)

2025年5月21日

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中井雅人



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲27-1	調書(決定) 写	2024年 12月4日	最高裁判所 第三小法廷	一審原告部落解放同盟ほかの上告棄却及び上告不受理の決定。	
甲27-2	調書(決定) 写	2024年 12月4日	最高裁判所 第三小法廷	一審被告宮部龍彦ほかの上告棄却及び上告不受理の決定。	
甲28	意見書 原本	2024年 12月12日	阿久澤麻理子 (大阪公立 大学教授)	1. 部落出身者の判定に利用される部落の所在地情報(地名等) 2. 自治体の市民意識調査に見る部落差別 3. 部落の立地・規模と「土地」に対する忌避意識 4. より悪質な「特定」の手法—第三者を巻き込むこと・「人」を手がかりにすること 5. 子どもへの影響 等意見書の内容。	
甲29	インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 取りまとめ 写	2022年 5月	公益社団法人 商事法務研究会	公益社団法人商事法務研究会のインターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会が公表した最終とりまとめの内容。	

甲30	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン	写	2025年 3月11日	総務省	総務省のガイドラインでは、情報プラットフォーム対処法26条1項2号の「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合」に該当する例として、全国部落調査事件・東京高判令和5年6月28日を挙げていること等、ガイドラインの内容。
甲31	「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判に対する意見書	写	2019年 3月31日	阿久澤麻理子 (大阪市立大学人権問題研究センター 紀要)	I 教育・啓発の視点からみた問題点 II なぜ地名の拡散が問題なのか—現代社会において「部落の地名」が持つ意味等、全国部落調査事件において提出された意見書の内容及び紀要掲載時の解説の内容。

以上